

「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」改定案 新旧対照表

改 定 後	現 行
第1章 総則 (略) 第2章 「原価等の算定」に関する審査 (略) 第1節 基本的考え方 (略) 第2節 営業費 (略) 1. ～ 3. (略) 4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。<u>また、火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に、中立性・公平性が確認された入札を行わない場合又は中立性・公平性が確認された入札を行い他社からの応札がなかった場合には、他社からの応札のある入札を行った場合に</u>想定される価格低減効果等を基準に査定する。 5. 6. (略) 第3節 ～ 第7節 (略) 第3章 ～ 第6章 (略)	第1章 総則 (略) 第2章 「原価等の算定」に関する審査 (略) 第1節 基本的考え方 (略) 第2節 営業費 (略) 1. ～ 3. (略) 4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に<u>入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された</u>場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。 5. 6. (略) 第3節 ～ 第7節 (略) 第3章 ～ 第6章 (略)